

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案		
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局下水道企画課	電話番号: 03-5253-8427	e-mail: g_CRB_GSD_GSK@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年10月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	官民の連携を通じて都市の低炭素化及び健全な発展を図るため、下水の取水等の許可を受けた事業者が公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入してもよいものとして、凝集剤又は洗浄剤で、公共下水道管理者又は流域下水道管理者(以下、「公共下水道管理者等」という。)が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものを定める。		
	法令の名称・関連条項とその内容	【法令案の名称】都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案 【関連条項との内容】 公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めること(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案第10条)	
想定される代替案	代替案:なし		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	当該政令の内容は、規制の例外を定めるものであり、追加の遵守費用は生じない。	-
	(行政費用)	公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤又は洗浄剤の判断に要する費用	-
	(その他の社会的費用)	特になし	-
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可事業者の事業手法に幅が出るため、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の実施可能性が高まる。</li> <li>・ 凝集剤又は洗浄剤を公共下水道管理者等が認めたものに限定することで、許可事業者が下水道施設の維持管理上、公共用水域の水質保全上望ましくない下水を排水施設に流入させることを未然に防ぐことができる。</li> </ul>		-
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案については、行政費用が一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、官民が連携して下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備を推進し、都市の低炭素化を促進することにより、都市の健全な発展に寄与するものであることから、便益が費用を上回っていると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	特になし		
レビューを行う時期又は条件	法附則第2条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているため、法の事後評価と合わせて平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。		
備考			